

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第十五号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「及び第四号」を削り、同項第三号中「(7)」を「(6)」に、「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に改め、同項第四号を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。